

平成17年度教育研究分科会レポート

# 多様化する大学教育

— 高大対話の場の創設に向けて —

平成18年3月

社団法人日本私立大学連盟  
教育研究委員会  
教育研究分科会

## はじめに

文部省（当時）が大学設置基準を大綱化したのは、平成3年のことであった。いまからもう14年も前のこととなる。それ以降、大学審議会、のちには中央教育審議会の相次ぐ答申に象徴されるように、大学は、国公私立という設置形態を問わず、大学改革のうねりの中で一斉に新しい活動を展開することとなった。当時の文部省の政策がきっかけを与えたにしても、この動きは大学にとって外から与えられたものだとはいえず、決して考えてはならない。これまでの大学の歴史に、この変革を生み出す要因がすでに用意されていたのである。

日本の大学は、明治期の大学制度創設以来、それまで、その教育姿勢やカリキュラムに関する基本的考え方をまったく変えようとはしてこなかった。それが問題であった。すでに、大綱化以前から大学進学率は上昇し続け、また学習指導要領の改訂につぐ改訂に伴って、基礎学力をはじめとして入学者の質的变化も漸進的に累積してきたのにも関わらず、国も、個々の大学もこれに対して何ら抜本的な教育改革を行ってこなかったことが問題とされなければならない。

大学設置基準の大綱化と前後して、目に見えた形で起こってきた変化、すなわち、大学入学生の学習歴及び学習動機が多様化に対して、各大学は、独自の対応を図らざるを得なくなってきた。もちろん、これに拍車を掛けたのが少子化であった。平成19年度には、日本全国の大学入学希望者が、全大学の入学定員総計とほぼ一致する、いわゆる「大学全入時代」に突入することが指摘されている。量的にも質的にも変化した入学者に適切に対処するため、各大学は高等教育のあり方を大きく転換しようとしている。すでに大きな変化を起こした初等中等教育と、急速に変化する社会の要請とをつなぐ、新しい教育システムを形成することが、いま大学に求められていると言ってよい。

このような状況に対して、日本私立大学連盟が常に的確に対応できていたかと言えば、その答えには幾分躊躇せざるを得ないところがあるだろう。しかし本連盟は、教育研究委員会を中心として、まず、文部省、後には文部科学省関連の諸審議会の答申を吟味し、私学の教育姿勢を正当なものとして捉え、それに相応しい処遇を与えること、高等教育全般に対する私学の貢献を認めた上で、将来の国家的教育計画を立案すべきことを、国に対して継続的に申し入れてきた。この事実はまず評価されるべきであろう。そして、平成14年度には、教育研究委員会の中に教育研究分科会を設置して新たな研究活動を展開し、国の答申を待つことなく、かえって国策をリードすることを目的に、高等教育全般に関する提言を用意し、積極的にこれを発信することとした。その成果が、平成14年度と同15年度末に提出した、『日本の高等教育の再構築に向けて〔Ⅰ〕－その課題を問う－』、及び『同〔Ⅱ〕16の提言《大学生の質保証－入学から卒業まで－》』の2冊のレポートである。

教育研究分科会のこのような活動は、平成16年度以降も活発に続けられてきたが、すでに『16の提言』で言及したように、高等教育の問題は、もはや初等中等教育、特に後期中等教育との接続の問題や、卒業後の社会との連携を抜きにしては語り得ないという、複雑な状況の中で対応を図らざるを得なくなっている。そのため、教育研究分科会は、これまで以上に慎重にデータ収集とその研究を行い、平成17年7月に本報告「Ⅱ」に示した「大学教育の多様化と変容の現状」を中間まとめとして完成させるに至った。今後の確で

有用な提言を行う基礎として、まず、現在の諸大学にみられる、多様化した教育の現状をまとめあげるという作業に徹したのである。

本報告は、その後、教育研究委員会並びに教育研究分科会における審議と、教育研究協議会における、大学・高校の教職員の討議の場に供され、高大連携に関わる新たな提言を付加して、ここに上梓されることとなった。

本報告は、教育研究委員会並びに教育研究分科会の平成16年度、平成17年度の研究活動の重要な側面を示すものである。本連盟の教学担当理事者会議へ提供し、また今後の本委員会における資料として活用するばかりでなく、広く連盟加盟大学の参考に供することとしたい。本報告が、連盟の各種審議に利するものであること、さらには、我が国の高等教育全体の改善に対して貢献できることを期待するものである。

平成18年 3月

教育研究委員会  
委員長 松 本 亮 三

## 目 次

はじめに

教育研究委員会委員長 松本 亮三

I. 高等学校と大学の対話の場の創設を—平成17年度教育研究分科会からの提案—…………… 1

II. 大学教育の多様化と変容の現状…………… 5

大学の全入時代における競争と協調…………… 7

教育研究分科会主査 浅野 考平

1. 伝統的教育制度と非伝統的教育制度における大学の現状とギャップ…………… 9

2. eラーニング…………… 17

3. 教養教育…………… 22

4. 変容する社会・学生と大学の対応—多様化への対応(学生生活を中心に)…………… 25

5. Advanced Placement について…………… 32

教育研究委員会委員名簿

教育研究分科会委員名簿

社団法人日本私立大学連盟加盟校一覧

# I. 高等学校と大学の対話の場の創設を

—平成17年度教育研究分科会からの提案—

## 高等学校と大学の対話の場の創設を

－平成17年度教育研究分科会からの提案－

教育研究委員会は、私立大学の特色ある教育研究活動のあり方等について研究するとともに、中央教育審議会等の審議に時宜に適した対応を行い、委員会の研究結果等を踏まえた私立大学の意見を国の政策に反映させるための活動を行ってきた。教育研究分科会は、教育研究委員会の下に設置され、私立大学における教育研究のあり方を検討することを任務として活動を進めてきた。

ここに、平成17年度の分科会活動成果に基づき、以下の事項を報告・提案する。

### 大学の拡大と社会の要請の変化

一般的に社会と経済の発展、所得の上昇によって大学へ志願する者の比率は増大する。実際、我が国においても、1980年代のある時期、18歳人口の増加に高等教育の規模の拡大が対応できていない時期を除いて、大学・短期大学への志願率は上昇を続けてきた。そして、第二次ベビーブームに対応した高等教育の規模拡大を終えた後に迎えた18歳人口の減少によって、大学への進学率、合格率は急激に上昇し、今日、実質的には「大学の全入時代」が到来したと言われている。

これまでも、大学は社会の仕組みの変化への対応を求められてきたが、進学意欲の上昇を受入れるべく、また新しい学問分野を加えて拡大し、社会の要請に基づく変化を遂げてきた。しかし、この拡大と変化は、18歳人口の増加や進学率の推移等から策定された政府の高等教育政策によって統制された、様々な制限のもとでの競争を伴うものであった。大学、とりわけ、それぞれの大学が建学の精神に基づく教育を行っている私立大学は、拡大によって、時代にふさわしい分野を加えて、変化に対応することが可能であったと言えよう。また、国の高等教育政策も、必要とされる分野での制限を緩め、必要性が低いとされる分野での制限を強めることによって実現することができた。

しかし、すでに18歳人口の激減期を迎え、短期大学を含めた大学進学率は50%に手が届こうとしている。景気の回復などの要素は見込まれるものの、今後、進学率がこれ以上上昇することは考えにくく、これまでのように、拡大によってすべての大学が発展を続けていくこと、拡大の恩恵をすべての大学が受けることは考えられない時代になってきたのである。

### 大学を取り巻く環境変化

進学率の向上は、多様な学生の受入れを意味するところとなり、さらには大学の役割の多様化を求める。中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月）では、高等教育機関の役割を、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）、という7つに分類している。また、経済のグローバル化に伴い、各種競争は国内にとどまらず、国際的に展開されるようになってきている。そのことによって国内の雇用のあり方も大きく変化しており、それに対応した人材を育成する教育の再編成が必要となっている。

一方において、国の財政は危機的な状態にあり、すべての分野において、「市場化」が大きな流れとなっている。これを高等教育に当てはめれば、教育サービスを受ける側の評価によって、教育サービスを提供する側が格差をつけられる時代になってきたとも言

えよう。同答申では、「大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、抑制の方針は、基本的には撤廃されている」とされている。このように18歳人口の減少期に様々な規制が撤廃され、入学者の獲得のための競争はすでに激化している。

教育研究分科会では、変化の激しい時代における大学の教育研究のあり方について検討を重ね、入学してくる学生の学力の多様化に焦点をあてた研究を進め、平成17年7月に、「Ⅱ」以降に示すレポートをとりまとめた。

## 入学者選抜と高・大の教育－ＡＯ・推薦入試の現状を考える－

併せて、教育研究委員会では「入学者選抜と高・大の教育－ＡＯ・推薦入試の現状を考える－」と題して、平成17年11月、平成17年度教育研究協議会を開催した。

大学の競争の中で拡大を続け、すでに私立大学においては入学者の半数を占めるに至っている学力に抛らない入学者選抜、すなわち、ＡＯ入試と推薦入試について、加盟大学が会し、高等学校関係者も交えての意見交換を行った。高等学校側からは、ＡＯ入試制度そのものは否定しないまでも、「選抜時期の制限を受けない入試」や「青田買い」の意図しか見えない入試という批判とともに、長期間の拘束、選抜の基準が不明確、高等学校における正常な教育活動の妨げになる等、学力を問わないことから生じる様々な問題が指摘された。

しかし、その一方で、すでに大きく拡大し、定着しているＡＯ入試の現実を踏まえ、より良い形の選抜を、高等学校・大学双方が強く求めていることも確認された。

このような活動実績に基づき、教育研究分科会では、教育研究委員会がとりまとめた『日本私立大学連盟の教育研究センターとしての機能強化に向けて－連盟の組織改革と今後向かうべき方向に関する提言－』に示された、高等学校と大学が率直に意見を交換する場として「高大連携協議会」（仮称）の常置に同意するものであり、以下に本分科会としてその提案理由を示す。

### 提 案 ： 高等学校と大学の対話の場の創設を

第一に、競争が良い結果を生み出すための重要な条件は、サービスを受ける側に、サービスの良し悪しが的確に知られていることが必要である。すなわち、大学をめざす高校生、その教育を担う高等学校に、入試制度だけでなく、教育についても意図や内容を伝え、率直に意見を交換する場が必要である。

第二に、就職活動の早期化・長期化を憂慮し、学生に4年間の大学生活を確保することを要請している本連盟として、大学の「青田買い」という批判に対して、答えていくことは社会的責任である。

第三に、様々な試みが行われ、競争によって良いものが残っていくというのは当然である。しかし、入学制度の失敗によって学生が適切な教育を受ける可能性を摘んではならない。起こり得る問題に対して、的確な対策を立てることが可能な仕組みが必要である。

本提案については今後さらに検討を続け、入学者選抜にとどまらない、新しい高大連携のあり方を模索し、目指すことが必要と考える。

以 上

## Ⅱ. 大学教育の多様化と変容の現状



## 大学の全入時代における競争と協調

一般的に社会と経済の発展、所得の上昇によって大学へ志願する者の比率は増大する。実際、我が国においても、1980年代のある時期、18歳人口の増加に高等教育の規模の拡大が対応できていない時期を除いて、大学・短期大学への志願率は上昇を続けてきた。そして、第二次ベビーブームに対応した高等教育の規模拡大を終えた後に迎えた18歳人口の減少によって、大学への進学率、合格率は急激に上昇し、今日、実質的には「大学全入時代」が到来したと言われている。教育研究分科会においては、このような時代における大学の教育研究のあり方について検討を重ね、本レポート（「Ⅱ」）をまとめた。

まず学力の多様化の問題である。当然のことながら、進学率の向上によって、学力が同世代の中ではいままでより下位である学生が大学に入学する。さらに、近年、我が国の小・中・高校生の学力の低下を示す国際的な調査結果が報告されており、大学生の学力の平均的な水準の低下は著しいと言われている。そのため多くの大学において学生の学力水準の多様化を生み出している。

また、進学率の向上は、大学の役割の多様化を求める。平成17年1月の中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」には、高等教育機関の役割を、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）、という7つに分類しているが、多くの関係者にとって、概ね了解されるものであろう。

本レポート「3. 教養教育」の中では、上記の大学の役割を果たすための教育理念と具体的な提案をしている。すなわち、大学教育を、旧来の意味での専門教育（特定分野の研究者、専門家の養成）とするのではなく、一つの専門分野の勉学を通じて、問題発見の方法や、議論の仕方を学ぶという意味で、専門教育と「教養教育」を融合させた新しい意味での教養教育でなければならないと論じている。人文・社会科学系が主要な部分を占める私立大学にとっての上記③、④の役割の重要性から考えて、適切な指摘であろう。

一方、国の財政については、景気回復の兆しにより、多少の改善はあるかもしれないが、長期的には、ますます悪化すると予想され、高等教育の規模の拡大に財政的に対応できないことは明らかである。そのため、国の高等教育政策は、市場原理による大学の淘汰、大学の種別化を目指している。先に述べた「我が国の高等教育の将来像」の中でも、上記の7つの役割を「各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有する…」とし、このような意味での個性化を成し遂げられない大学は淘汰されると言うのである。

現実には、私立大学の収入の大半は学費に拠っている。したがって、最終的に大学の存続は、経営上の問題であり、かつ、大学の学費の間に大きな差を設けることができない限り、大学間の競争は、学生数の獲得において最も激しく行われる。したがって、競争の結果は、場合によっては、大学の教育の質の低下をもたらす可能性があると言わざるを得ない。「背に腹は代えられない」というのである。競争による教育の質の低下については、背景は異なるとは言え、すでに、高等教育の拡大を経験したアメリカにおいて指摘されてい

る（ケネス・アシュワース「アメリカの高等教育」）。

我々は、このような質の低下についての懸念についても念頭におく必要がある。

日本のいくつかの大学において、学力水準の多様化ということだけではなく、様々な多様化に対応する施策について、「平成16年度教育研究委員会教育研究分科会アンケート」（委員が所属する11大学対象）を行った。当然のことながら、少なくとも調査の対象となった大学では、質の低下に結びつくような施策は行われてはおらず、むしろ学生の多様化に対応する工夫が垣間みられるものであった。このアンケート調査については、「1. 伝統的教育制度と非伝統的教育制度における大学の現状とギャップ」において、詳しく分析している。

学力水準の多様化に対応する一つの方策としては、eラーニングが考えられる。学生の必要に個別に対応することが可能となるeラーニングについては、アメリカでは普及しているが、我が国においては、有効性に対する評価や実施するための労力の面で普及するには至っていないと言われている。日本の大学における現状の分析と、将来の可能性については、「2. eラーニング」の中で論じている。

先にも述べたように、実質的な「大学全入時代」を迎えている今日、現在まで、ある意味では「受験競争」によって支えられてきた中等教育における生徒の勉学意欲を期待することは困難になっている。また、大学においても、学生の勉学意欲の維持は大きな課題となっている。教育の原点に立ち返り、学生の勉学意欲の維持のための様々な方法を模索しなければならない。「4. 変容する社会・大学の対応、多様化への対応－学生生活を中心に」では、大学教育においても、学業や資格取得の面や、テストなどで客観的に計ることのできる能力だけに目を向けるのではなく、自己を肯定的に評価し、自らの成長を感じることができるといえる教育という観点から論じている。

高等学校に対しても、大学全入時代を、単に「買い手市場から売り手市場へ」という力関係の逆転と捉えるのではなくて、我が国の教育の将来という観点から大学との共同の課題であると考え、これを求めたい。「5. Advanced Placementについて」では、アメリカにおける事例を紹介しながら、一つの具体的課題を提示している。

大学間での競争は避けられないし、むしろ、積極的に切磋琢磨することによって我が国の高等教育の質の向上を図っていくことは大学の責務である。しかしながら、一方では、多くの大学が協調することなしには、競争が「悪貨が良貨を駆逐する」という結果に終わる可能性もある。また、大学と高等学校の関係においても、Advanced Placement、あるいは、『日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕：16の提言』（平成15年3月、社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会・教育研究分科会）の中に多数含まれている様々な提言をはじめとして、共同の課題に取り組むべきであろう。このレポートが、大学間において協調していく課題、大学と高等学校が共通して取り組む課題を見出していく一助となることを願う。

平成17年7月

教育研究分科会

主 査 浅 野 考 平

## 1. 伝統的教育制度と非伝統的教育制度における大学の現状とギャップ

### はじめに

ここ数年矢継ぎ早に展開されてきた教育制度の多様化の流れの中で、私立大学は、まさにその対応に追われている。新たな教育制度が、伝統的に培われてきた教育制度とどのように関連づけられ、適応していくのか、という問題は、現在私立大学に突きつけられている最大かつ喫緊の課題と言っても過言ではないであろう。

当分科会では、この問題の現状を理解するために、教育研究委員会並びに当分科会委員に対して、「平成16年度教育研究委員会教育研究分科会アンケート」（委員が所属する11大学対象。以下、『アンケート』と言う）を実施した。調査した項目は以下の通りである。

- I. 学部における早期卒業制度
- II. 秋季（9月）入学、その他入学機会を拡大するための制度
- III. 単位認定に関する制度
  - 1. 他大学、他短期大学との単位互換及び大学以外の教育施設等（高等専門学校、専門学校）における学修の単位認定の拡大について
  - 2. インターネット授業による単位数の上限の拡大について
  - 3. 入学前学修科目の単位認定について
  - 4. ダブルディグリーについて
- IV. 大学院に関する制度
  - 1. 標準修業年数が2年未満の修士課程の設置について
  - 2. 修士課程の長期在学コースの制度について
- V. その他の制度について

### (1) アンケートからみる教育システム多様化への対応

アンケートの結果、これらすべての制度導入をしている大学はなく、一部においてすでに導入している、または将来の導入を検討中であるという回答が多くみられた。以下、その結果の概要をまとめる。

#### I. 学部における早期卒業制度

回答を見る限りあまり活発に行われているとは言えない。実施していたとしても一部の学部に限られ、全学的な導入には至っていないのが現状である。ただ、検討中と回答した大学、学部が多く、すでに学則に盛り込まれている大学もある。したがって制度として定着してくれば、この制度の導入に踏み切る大学も増えてくると思われる。

### 主要な事例

#### KG大学

名称：早期卒業、3年卒業

##### ①制度導入の目的：

学習に対してより積極的なモチベーションを持たせ、進路選択に柔軟かつ弾力を持たせるため。

##### ②制度の具体的内容：

###### 1. 大学院進学

3年修了時に卒業に必要な要件を満たし、かつ優秀な成績（各学部にて基準設定）を修め、研究科が入学を認めた場合に早期卒業を認める。

###### 2. ジョイントディグリー制度を利用して他学部4年次編入

所属学部の学習と併せて、本学のMDS（複数分野専攻制）プログラムを履修し、そのプログラム提供学部科目の単位を体系的に修得している者で、3年修了時に卒業に必要な要件を満たし、かつ優秀な成績（各学部にて基準設定）を修め、かつプログラム提供学部の4年次編入試験に合格した場合に所属学部の早期卒業を認める。

③学内外の反応・評価：積極的な制度として歓迎されている。

④課題：全学部での実施には至っていない。

## Ⅱ. 秋季(9月)入学、その他入学機会を拡大するための制度

基本的に帰国生、留学生等を対象として実施している大学が多いようであるが、T大学のように附属単位制高校の9月卒業生を受け入れ、成功している大学もみられる。その一方で、K大学のように、9月卒業が就職に不利と言うことで、その実施を取りやめた大学もある。制度の導入が進まない背景として、就職問題が大きいことは各大学のコメントからも判断できる。

### 主要な事例

#### T大学

名称：9月入学と呼んでいるが、正式な名称はない。

##### ①制度導入の目的：

留学生並びに帰国子女、あるいは留学完了者に対し、外国の諸学校卒業から間を置かず大学入学の機会を与えるために、1997年度セメスター制導入に伴って創設した。2年前から、附属の単位制高校の9月卒業生のうち、学校長推薦による入学許可者にも適用することになった。卒業後、半年間生じていたブランクを無くし、就学意欲の減退を防ぐためである。

##### ②制度の具体的内容：

現在、本制度が適用できるのは、①の通り、1) 外国の諸学校の卒業生、及び、2) 本学附属の単位制高校の9月卒業生のうち、学校長推薦によって附属推薦入学を許された者についてのみである。卒業に要する在籍年数は、最短4年であるため、順調に

授業を履修しても、卒業は9月卒業となる。ただし、1)には、海外の高校を卒業し、本学別科に秋学期から在籍して、1年間日本語研修課程で学び、別科推薦で入学を許可された者も含まれる。

③学内外の反応・評価：

秋季入学を通例とする外国の諸学校の卒業生を、直ちに受け入れることができるため、海外からの入学者、諸学校からは歓迎されている。学内でも、すでに定着した感があり、少なくとも否定的な評価は得ていない。また、附属の単位制高校からの受け入れは、高校側からの長い間の要請を受けて実施することになったため、高い評価を得ているものと思われる。

④課題：

本学では、 Semester制導入に伴って、すべての必修科目は春・秋開講とし、あらゆる学科で9月入学生用の履修モデルを作成させているので、原則的には混乱なく学習を進められることになっている。しかし、現実には（特に理工系学科については）春→秋の学習の積み重ねに基づいたカリキュラムが組まれているため、学生の履修並びに教員の指導双方において困難があることは確かである。今後、カリキュラムの抜本的改革が必要となるが、教員数を増員することが予算上難しいため、いかにしてこの問題を解決するかは目処は立ち難い状況にある。この改革とともに、一般受験生に対しても9月入学を拡大する可能性を探るのも課題である。

### Ⅲ. 単位認定に関する制度

#### 1. 他大学等との単位互換及び単位認定について

すでに多くの大学で導入・実施されている。同一大学・学部間の相互履修制度はもとより、大学コンソーシアム構築による単位互換制度などがかなり積極的に行われていることがわかる。また、単位認定の方面では、TOEFL等の得点など技能資格等による認定も行われていることがわかった。

#### 主要な事例

##### D大学

名称：1) 大学コンソーシアム京都単位互換、2) DJ大学単位互換、  
3) W大学交流協定、4) 関西四大学大学院単位互換、  
5) その他学部独自の単位互換制度あり

##### ①制度導入の目的：

- 1) 専攻を深めるためにいろいろな可能性にチャレンジする。自分の大学にない分野の科目を学ぶ。
- 2) 教育の一層の充実を目指す。
- 3) 女子大で開講されている文学や音楽、生活科学関係等の講義を受講できる。
- 4) 研究を深めるため、幅広い科目の履修ができる。

##### ②制度の具体的内容：

- 1) 大学コンソーシアム京都加盟大学との単位互換制度

2) DJ大学との単位互換制度

3) W大学との交換留学制度による単位互換制度

4) K大学、KG大学、R大学、本学の大学院科目履修交流による単位互換

③学内外の反応・評価：概ね受講生の反応は良好である。受験生の関心も高い。

④課題：1) 単位互換制度加盟大学間での規定、事務処理の差異の解決

2) 送り出し、受け入れ数の調整

3) 送り出し、受け入れ数の調整

4) 特になし

## NJ大学

名称：1) 1年次入学者の既修得単位認定

2) 技能審査等の合格による単位認定

3) 留学による単位認定

4) 海外短期研修による単位認定

5) DJ大学との学生交流による単位認定

6) f-Campus

①制度導入の目的：

制度毎に認定される単位数の上限があり、なおかつ、それらの合計が60単位を超えないものとするようになってはいるが、「多様な学修機会の提供」を目的として導入したものである。

②制度の具体的内容：

1) 編入学者・学士入学者、1年次入学者ともに、本学入学以前に大学等で修得した単位につき、シラバス等を確認の上、本学カリキュラムに対応するものについては単位を認定する。1年次入学者については、認定される単位数は30単位を上限とする。

2) 英検、TOEFL等に合格または規定の点数を取得した場合、本学の基礎英語の単位に認定

3) 学則に基づく協定大学・認定大学への留学

4) 大学公認の海外短期研修を修了した場合、特定の授業科目に認定

5) 2または3年次の学生が1年間相手大学で履修

6) G大学・GJ大学・R大学・W大学・NJ大学による「5大学間単位互換制度」。2年次以上の学部学生は協定大学の提供科目を年間12単位まで登録でき、修得した単位を自由選択科目として卒業単位に算入できる。

③学内外の反応・評価：

6) 在学生だけでなく、受験生に対してもかなり浸透している。

④課題：f-Campusについて、受験生に対しては「協定大学の科目を無制限に履修できるわけではない」「抽選がある」等、制度を正しく認識してもらうための注意が必要である。

## 2. インターネット授業による単位数の上限の拡大について

インターネット授業を導入している大学そのものが少ないうえに、その必要性をあまり感じていない大学もみられる。実施に際しては設備等ある程度の投資が必要となるが、将来は、リメディアル教育や国内外他大学との交流にも拡大活用されることが期待できる。

## 3. 入学前学修科目の単位認定について

ほとんどの大学ですすでに対応済みである。他大学または短期大学で修得した単位の認定、高大連携に伴う単位認定など、その対応は様々であるが、その人数等の多寡はともかく、多くの大学ですすでかなり積極的に行われていることがわかる。

### 主要な事例

#### K大学

学部によっては入学時に他大学修得単位を認定している。他方、学部によっては、大学内の附属高校であるK高校との高大連携の授業に対して、大学入学時に単位認定することがある。

#### ②制度の具体的内容：

(I) 他大学習修得単位（学士入学時と2年時編入制度における単位認定については、学部及び学科によって多岐にわたるので、記述しない。）

文学部：1年生入学時に他大学で履修した単位を認定している。

経済学部：1年生入学時には認定せず。

法学部：1年生入学時に30単位まで認定している。

商学部：1年生入学時に認定している。

医学部：1年生入学時に15単位まで認定している。

理工学部：2年編入生に対して認定している。

(II) 高大連携

商学部：1年生の「商学概論」をK高校の学生が履修することを認める。

さらに、商学部に入學した場合にその単位を認定している。

理工学部：理工学部1年生の数学（線形代数及び解析の2コース）をK高校の学生が履修することを認めている。さらに、理工学部に入學した場合にその単位を認定している。

## 4. ダブルディグリーについて

この制度は、従来、ダブルディグリー、デュアルディグリー、ジョイントディグリーなどと大学毎にその呼称（制度）が異なっていたが、近年、文部科学省は「ジョイントディグリー」という名称を統一的に用いている。複数学部または学部内における主専攻、副専攻制の問題として理解した大学も含めて、他大学、特に外国大学との複数学位取得プログラムについては、現状としてあまり積極的に展開されているとは考えられない。

#### 主要な事例

##### D大学

名称：ダブルディグリー制度

#### ①制度導入の目的：

大学院工学研究科とリール中央学院（フランス）との交流協定に基づく。

#### ②制度の具体的内容：

大学院工学研究科の学生がリール中央学院に留学し、定められた審査基準を満たした者については、本学とリール中央学院の両校の修士学位を取得できる。

#### ③学内外の反応・評価：良好

#### ④課題：制度の周知、単位認定科目の基準

### IV. 大学院に関する制度

#### 1. 標準修業年数が2年未満の修士課程の設置について

学則による早期修了制度によるものを除いて、1年制の修士課程を設置しているのは、一大学だけであった。授業科目の複数設定、教職員の負担の増大等、実施に際しては課題もある。

#### 主要な事例

##### N大学

名称：博士前期(修士)課程1年コース

#### ①制度導入の目的：

社会人や外国人留学生等短期での修士の学位取得を望む者への対応

#### ②制度の具体的内容：

大学院国際関係研究科国際関係研究専攻1年コース

大学院グローバル・ビジネス研究科グローバル・マネジメント専攻1年コース

#### ③学内外の反応・評価：

大学院グローバル・ビジネス研究科の1年コースは需要があり、平成17年度から1年コースの入学定員増を行った。大学院国際関係研究科については平成16年度開講であり、初年度入学者は3人であった。

#### ④課題：昼間に加え夜間や週末に授業を行う必要があり、教員・事務の負担が大きい。

通常の2年コースより密度の濃い授業を行う必要があることから、同じ授業科目を複数開講しなければならない。

#### 2. 修士課程の長期在学コースの制度について

この制度について現在のところ積極的に導入している大学は少ない。ただ、この制度に対する社会の理解が広がれば、今後拡大する可能性も否定できない。



### 主要な事例

#### KG大学

##### ① 制度導入の目的：

昼夜開講における社会人入学生への配慮として導入

##### ②制度の具体的内容：

入学時において明らかに2年を越えて修学せざるを得ないことが判明している者については、特例として、履修単位数を基礎とした学費を納入することができる。なお、入学時において決定した学費納入方式については修了時まで変更することはできない。

##### ③学内外の反応・評価：

仕事を持った社会人にとっては、一つの選択肢としては歓迎されている。

## V. その他の制度について

TOEFL、TOEIC等の得点、実用英語技能検定等のグレードによって英語単位を認定しているところがほとんどである。英語を含めて外部機関による能力検定制度を利用した語学単位認定制度は、大部分の大学ですでに実施されていることがわかる（一部、簿記検定試験、公認会計士二次試験等も含まれる）。また、大学院入学を希望する成績優良者に対する「飛び級制度」もいくつかの大学で実施されている。

アンケート結果をみると、各大学ともに、近年の教育システムの柔軟化・多様化への対応に苦勞していることがわかる。これらシステムの多様化の中で、個々の大学が一体何を目指すのかというポリシーの矜持、また、私学としての建学の精神をいかに維持し、それを学生達に伝えていくのかという問題を真剣に考える時期に来ていると思われる。

### (2) 高大連携と大学教育システムの柔軟化、多様化

多様化する大学教育システムの中で、高大連携（接続）はいかに展開されているのであろうか。アンケートを基に検討を加えることにする。

私立大学の高大連携（接続）は、大きくわけて二つのパターンがある。一つは、同一法人内または契約関係による附属高等学校との連携（接続）、もう一つは、連携（接続）教育協力協定等に基づく連携（接続）である（一例として、中央大学商学部と都立国分寺高等学校との接続教育プログラムをあげたい）。前者は、建学の精神を共有することから、その連携（接続）教育プログラムを全学的に構築するのが容易である反面、附属校が遠隔地に所在していて対面指導が不可能であるような場合や、その生徒が必ずしも当該大学に進学するとは限らない場合もあるので、連携（接続）の利点が十分に活かせない場合もある。一方、教育協力協定に基づく連携（接続）は、その目的がはっきりとしているので、接続教育の目的を十分に達成できるメリットを有しているが、規模を拡大するのが難しいこと、特定科目・分野に限定される傾向があることなどの問題点を指摘できよう。

対面指導ができない、規模が拡大できない、特定科目・分野に限定される、などの

現状の高大連携（接続）の問題点を解決するのに有効な手段として注目されているのが、アンケートにある、インターネット授業：eラーニングである。

アンケートによると、eラーニングを導入している大学は少ないようであるが、インターネット授業は、今後、大学と附属校、または大学と協定校との間の連携に有効な媒体であることは間違いない。実際、日本大学工学部（福島県郡山市）では、学部内に放送スタジオ、発信設備を有しており、一般社会人に対するインターネット授業のみならず、そのシステムを利用して附属高校生に対し、推薦入学決定後の入学前教育を実施し、効果をあげている。ただ、実際に授業を行うにあたっては、同時双方向を原則とすると、生徒・教員ともに負担が大きく、かつ授業時間、講義内容が限定されてしまうので、VOD（Video on Demand）などによる多様なシステムの構築も必要となろう。

高大連携（接続）は、大学側は、基礎的知識を有し、学習意欲の高い進学者の確保を期待でき、高校側は、生徒が将来設計を立てやすく、その分、自らの興味・関心に基づいた特別研究など充実した高校生活を送れるといった大きなメリットがある。例えば、数学の得意な生徒が、大学教員から指導を受けつつ、高度な知識を学ぶことも可能となる。もちろん、大学は、高等学校のカリキュラムを尊重し、その教育課程を十分に配慮する必要がある。

### (3) 新たな教育制度の受け入れ

高大連携（接続）の例でもわかるように、大学はキャンパス内で学生に対して教育を行っていけば済む時代ではなくなった。高校生また社会人に対しても「教育」を提供する重大な責務を負う時代になったのである。

ただ、これらの責務はすべての大学が一様に負うべきものではなく、その必要に応じて大学側が自由に選択できる責務である。新たな教育制度の導入は、伝統的教育制度への「挑戦」と思われがちであるが、この両者は必ずしも相剋の関係ではなく、学生、受験生、利益享受者、そして大学設置者のそれぞれが選択できる多様性の問題であると理解したい。設置者はできるだけ多くの選択肢を用意し、学生、受験生等がそれらを自らの希望に応じて選んでいくという「多様性」である。その中には伝統的教育体制も含まれるであろうし、まったく新たな教育体制も含まれる。

新たな教育制度は、必ず実施しなくてはならない部分を除いて、各大学が導入可能なところから、それから得られる「利益」を勘案しつつ、漸次実施していくというのが現実的な対応と言うことができよう。

## 2. eラーニング

### 大学教育の現状

今日の大学教育は、いくつかの課題を抱えている。例えば、18歳人口の減少に伴う全入時代の到来や高等学校までのゆとり教育のひずみなどに伴う学力低下、多様化した入試制度によってもたらされた学力の多様化、などの問題である。そのような現状を認めつつ、国際競争に負けないために、グローバルスタンダードという謳い文句のもとに出口保証を模索している。

そのような中であって、新しい教育方法としてeラーニングが注目されてきている。アメリカで急速に広まったeラーニングは、日本ではまだ有効な活用法を模索しながら拡大されている段階であり、eラーニングを正しく理解し活用できる大学教員の割合は必ずしも高くないと思われる。

「平成16年度教育研究委員会教育研究分科会アンケート」（以下、『アンケート』と言う）結果によると、わずか4大学で活用されているに過ぎなかった。ただし、eラーニングにもいろいろな種類のものがあるが、ここではライブ遠隔授業を含めた広い意味でのeラーニングを指している。

多くの課題を抱えた日本の高等教育において、eラーニングがどのように活用されようとしているのか、eラーニングが多様化した学生の教育や高大接続を推進する上での教育に活用できるかに焦点をあてて論じる。

#### (1)eラーニングとは

eラーニングとは、いわゆるITを活用した遠隔授業を指しているが、これには、一般にライブ遠隔授業も含まれる。ライブ遠隔授業の場合には、インターネットを活用すれば、比較的場所を選ばず受講できるが、いつでもというわけにはいかず、時間が限られてくる。最近、インフラが大幅に整備されつつあり、送受信の容量が格段に増加していることから、国内はもとより、国外に対しても比較的鮮明に送受信できるようになってきている。お互いに特色ある授業を送受信し合ったり、共通科目として必要な授業を担当し合ったりして便利である。外国の大学と送受信する場合には、語学をはじめ、その国の文化などを理解し合える科目を共有・提供することは有意義であろう。

いつでも、どこでも勉強できるように配慮されたeラーニング、すなわちインターネット授業も、国内では文部科学省の施策と相俟って急速に普及しつつある。eラーニングには、授業風景をビデオに録画して、それをそのままインターネットで配信する、いわゆるVOD（Video on Demand）もあるが、ここではVODを含め、ライブ遠隔授業を含めないeラーニングを狭義のeラーニングと定義することにする。

## (2)eラーニング活用の現状

### ①ライブ遠隔授業

ライブ遠隔授業は、文部科学省の2002年度の施策である「サイバーキャンパス整備事業」よりも以前から、SCS (Space Collaboration System) を活用した遠隔授業として普及していた。これも文部科学省の施策の一つである。しかし、SCSを利用した遠隔授業は、インフラの整備に多額の費用がかかり、また機器の維持管理も容易ではない。とは言うものの、現在120にも及ぶ高等教育機関等が活用しており、不可欠な教育形態となっている。近年、光ファイバーケーブルを用いた通信網の大幅な改善が全国に広まりつつあり、地上回線を用いたライブ遠隔授業が可能になっている。これにより、いままで以上に手軽に、安く、鮮明に送受信できるようになっている。

同じ大学ではあるがキャンパスが離れて存在する場合、他方のキャンパスに配信すれば、2キャンパスで同時に受講できるメリットがある。アンケート結果によると、3大学が実施しているが、中でも、5つのキャンパスを抱えるT大学では積極的である。さらに、同一法人内に3大学を擁しているのも、これらの3大学間における遠隔授業も実施されている。しかし、遠隔授業は教員一人で実施できるものではなく、サポート体制の整備が不可欠である。また、どのような科目にも適するわけではないので、適した科目、効果的な科目を精査する必要がある。ライブ遠隔授業に適するかどうかは授業を担当している教員の“授業の進め方”に大きく依存するので、どのような科目が適するかを議論するのは、ここでは難しい。

ライブ遠隔授業は、もちろん国際的にも展開できる。しかし、国際的に展開している例はあまり多くない。T大学では、東南アジアの国々（タイ、マレーシア）に授業を配信し、タイからは受信もしている。

### ②狭義のeラーニング

狭義のeラーニングも、近年大いに注目され普及しつつある。アメリカに比べて大幅に遅れをとっているものの、文部科学省の施策（サイバーキャンパス整備事業）を引き金にして、急速に普及しつつある。とは言え、アンケート結果によると、3大学が実施しているのみであった。

通信教育制の大学・学部・学科においては、eラーニングはたいへん効果的な教育手段であり、その有効性は誰もが認めるところであろう。しかし、対面授業を主体としている大多数の大学はeラーニング授業の導入に慎重である。その理由の一つには、かなりの経費を必要とする割には、その教育効果に疑問が持たれていることがあげられよう。すなわち、教育とは知識の伝達だけではなく、幅広い人間性や社会性を涵養することであろうが、対面授業とeラーニングとでどちらが有効かは歴然としているからであろう。しかし、特定の条件の下では、eラーニングは有効であることは否定できない。

文部科学省は補助金制度（サイバーキャンパス整備事業）を設けて、eラーニングを

推進している。採択された大学はその内容をすべて公表し、他の大学の参考に供することが狙いである。また、社団法人私立大学情報教育協会には、多くの大学のeラーニングをお互いに融通し合うためのとりまとめを行う部署を設けて、私立大学のために便宜を図っている。

eラーニングのみで授業を進め、試験を実施し、単位を付与することの教育効果は、担当する教員の教育技術が必要なだけでなく、受講する学生の学習意欲が不可欠である。なぜなら、自らの意思によりパソコンに向かい、インターネットからeラーニング授業を開かなければならないからである。すべて、能動的に作業を進める必要がある。

対面授業を主体としながら、eラーニングを補助的に活用することは効果的であることが多い。予習・復習に有効に活用できるし、レポートの提出などにも利用できる。T大学では、この種のeラーニングを多数制作して有効に活用している。主な特徴は以下の通りである。

① リメディアル教育のためのeラーニング

現在は、理工系の学生のために、数学、物理、化学のeラーニングが準備されている。また、文章表現や読解力などの基礎能力を養うeラーニングも検討されている。

② 語学（英語）のeラーニング

学力が多様化している学生のために、レベルに応じたeラーニングが準備されており、希望すれば全学生・教職員も利用できる。

③ 法律学のためのeラーニング

法科大学院の一部の授業をeラーニング化して配信しており、好評である。意欲的な学生にとっては、eラーニングはいつでも、どこでも、何回でも開けるので効果的である。

### ③リメディアル教育とeラーニング

多様な学生が入学してくる現状において、その対応策の一つとしてeラーニングを活用することは意味のあることであろう。例えば、高校である科目を十分に勉強しないで、大学ではそれを基礎とする学科に入学する、というケースが無視できない程度に多く生じている。この場合には、学生は早急に大学の講義が受講できる程度に学力を身につける必要がある。それを正規の授業ではできない場合、eラーニングを活用するのである。いつでも、どこでも自分のやりたい時に勉強できるメリットがある。このような場合、「eラーニングがあるから、各自で勉強するように」と言うだけでは効果があまり期待できない。質問をすることができ、その質問に対して回答するなど、きめ細かに指導できる体制を整えておく必要がある。しかも、受講者が積極的にパソコンに立ち向かわなければならないので、それなりのモチベーションを持っていなければ効果は期待できない。モチベーションを持たせ、それを維持する工夫も指導者に求められる。これが意外と苦勞するところである。

近年、入学前教育として、早期に入学が内定した高校生を対象にして、大学が学習

を指導するケースがある。この入学前教育にもeラーニングが有効かも知れない。ただし、高校生一人ひとりが、あるいは高等学校がそれに対応できるように、インフラが整備されているかどうかの問題が残る。

高校側のインフラが整備されたならば、これを活用して高校と大学の連携を強化する工夫も考えられる。しかし、eラーニングを活用して大学側が高校生を指導するのは、真の意味での高大連携とは思われない。むしろ、eラーニングは高校と大学がお互いに理解し合う手段として活用されるべきである。つまり、大学ではどんなことを学ぶのかを高校が知る手段として、高校ではどんなことを学んでいるかを大学側が知る手段として活用されるべきであろう。

#### 主要な事例 インターネット授業による単位数の上限の拡大について

##### D大学

名称：インターネット授業

###### ①制度導入の目的：

大学設置基準の改正により遠隔授業が正式な単位を与える科目として認められたのをきっかけに導入。インターネット接続環境があれば、時間や場所の制約がなく受講できるため、より学習機会の拡大が可能。

###### ②制度の具体的内容：

正式な単位を与える科目として2001年度から開講している。ストリーミングビデオシステム（smil言語等による動画とテキスト、画像との同期も図っている）とeラーニングシステム（電子掲示板、教材提示、レポート回収、小テスト、アンケート機能等）と組み合わせて双方向のコミュニケーションを確保している。

###### ③学内外の反応・評価：

時間や場所の制約が無く自分のペースで受講可能な点、私語などにも悩まされることがないなど、受講生からの反応は概ね良い。

###### ④課題：授業をサポートする体制（撮影、教材作成、質疑の対応）

##### N大学

名称：遠隔授業

###### ①制度導入の目的：

学生の履修の機会を広げ、他分野の授業を履修することにより、学問の幅を広め、深化すること及び幅広い教育。研究の総合性を発揮し、他学部の学生間の交流を深め、豊かな人間形成の確立を期待している。

###### ②制度の具体的内容：

本大学には他学部の授業科目を履修して、卒業に必要な単位数に算入する相互履修制度があるが、遠隔地に所在する学部で歯学部学生の移動が難しく有効に機能しないため、衛星通信を利用した同時双方向の遠隔授業を平成10年度から実施している。

また、工学部ではサイバー・キャンパス、通信教育部ではメディア授業という名称

でインターネット授業を実施している。

③学内外の反応・評価：遠隔授業は毎500人余りの受講者がおり、好評である。

④課題：遠隔授業のコストがかかることと通常の授業と比して授業のための準備に手間がかかり、教員の負担となっている。

遠隔授業に適した分野とそうでない分野があり、一律に考えられない。

#### T大学

導入を検討中：その理由

現在、国の補助金を受けて、サイバーキャンパス事業を徐々に展開しているところであり、2～3年後には、インターネットによる授業展開の組織的導入を図るよう計画している。

SCSやISDN回線を利用したライブ授業や、VOD方式でのコンピュータ利用授業は、理工系学部・学科や大学院ですでに開始されている。また、大学院工学研究科においては、タイのモンクット王工科大学ラカバン校との間で、遠隔ライブ授業を相互展開している。

### 3. 教養教育

#### はじめに

大学における教養教育は、「教養か、専門か」といったように、専門教育とは対立するもの、専門教育とは別個に行なわれるものとして考えられることが多かった。特に1991年の大綱化以前の大学設置基準では、教養課程について、人文科学、社会科学、自然科学でそれぞれ12単位、外国語について2カ国語それぞれ8単位、保健体育科目は4単位を必修とすると定められていたこともあって、教養教育と専門教育は別のもものと見なされ、1年次、2年次で一般教育科目による教養教育を行なった後、3年次、4年次で専門教育科目による専門教育を行なうというのが一般的な大学教育のやり方であり、考え方であった。そのような状況で、多くの学生たちの間では、一般教養科目は高等学校の授業の繰り返しのようなものであって、あまり意義の認められないものと受け止められていた。一般教養科目を呼ぶときの「ばんきょう」という軽蔑的な呼び方が、一般教養科目を軽視する学生たちの姿勢をよく示していた。

また、多くの大学では、一般教育科目を担当する教員と専門科目を担当する教員がわかれていたため、専門課程の教員は教養課程の教員を低く見る傾向があり、同時に、教養課程の教員は幾分か劣等感をもつ傾向もあって、教養教育は専門教育に従属する低い位置づけをされていたというのが実情であった。

#### (1) 大学設置基準の大綱化と教養教育

しかし、大学設置基準の大綱化によって、「一般教育科目」と「専門教育科目」という科目上の区別はなくなり、大学における教育を教養課程と専門課程とにわけて考えることには意味がなくなった。学生たちは、所属する学部や学科の、1年次から4年次までの一貫したカリキュラムを通して大学教育を受けるのであって、1・2年次での教養教育と3・4年次での専門教育という二本立ての教育という考え方は過去のものとなったのである。

大綱化により、従来の一般教養科目は大きく衣替えをして、「共通科目」、「共通教養科目」、「全学共通科目」といった名称で呼ばれるようになった。これらの科目については履修の方法や履修単位数などが変わり、大綱化以前の一般教養科目時代のような、人文科学科目、社会科学科目、自然科学科目をまんべんなく履修して幅広い教養を身につける、という性質の科目群ではなくなった。大綱化以降の「共通科目」、「共通教養科目」、「全学共通科目」においては、学生一人ひとりが自分の興味や関心に応じて、特定の分野の科目をある程度集中的に履修し勉学することが可能になったのである。このような「共通科目」、「共通教養科目」、「全学共通科目」は、学生が所属している学部や学科の専門分野の科目では勉学できない部分を担ったり、専門分野の科目を補完したりする役割を担っていると考えるべきである。

大綱化以降は教養課程と専門課程という二本立ての考え方は意味をなさなくなり、「教養か、専門か」といった議論も意味がなくなったが、大学において学生は特定の学科に所属し、その学科の専門分野の教育を受けるということからすると、大学の教



育は「専門教育」と言えるだろう。しかし、この「専門教育」は、特定の分野の研究者や専門家を養成するという意味での専門教育ではないのは明らかである。

20歳前後の若者の半分近くが大学に入学し、その大半が4年間の大学教育を受けて社会に出ていくことを考えると、そして、彼らが社会に出て就く職業の内容が大学時代に学んだ専門分野とは直接的な関係をほとんどもっていないことを考えると、大学での「専門教育」が特定の分野の研究者や専門家の養成を目指すものではないことは自明である。文系に比べて専門性が高いと思われる理系でさえ、専門性が強くなるのは大学院教育においてであり、学部の4年間の教育は研究者や専門家を育成するための教育ではない。

## (2) 専門教育を通しての教養教育

現在の大学での「専門教育」は、むしろ、限りなく教養教育に近いものであるはずであるし、そうあるべきである。大学の4年間で英文学を学んだ者が銀行に就職し、法学を学んだ者が商社に就職し、社会学を学んだ者がデパートに就職するといったように、大学卒業生のほとんどは大学時代に学んだ分野の専門知識を必要としない職業に就いている。そのように考えると、大学での「専門教育」は、彼らが大学卒業後に社会で生きていく上で必要となる教養を身につけることを可能にするものであるべきであろう。

社会に出た大学卒業生がよき職業人として、よき社会人として、よき市民として生活していくための土台となる教養を身につけるのを可能にすることこそが現在の大学に求められているのであり、大学はそのための教育を行なわなければならない。大学のそれぞれの学科でなされる、経済学、法学、哲学、社会学、歴史学、文学等々の「専門教育」は、経済学、法学、哲学、社会学、歴史学、文学等々の研究者や専門家を養成するような教育ではなく、それぞれの学問分野での専門的な勉学を通じて教養を身につけることができるような教育であるべきである。つまり、経済学、法学、哲学、社会学、歴史学、文学等々「を」教えることよりも、経済学、法学、哲学、社会学、歴史学、文学等々「で」教えることを考えるべきなのである。経済学、法学、哲学、社会学、歴史学、文学等々の専門的知識をただ教えるよりも、それぞれの学問分野の専門的な勉学を通じて、問題点を見つけるやり方、問題を解決するための考え方、文献・資料の集め方と読み方、口頭や文章による意見発表のやり方といったことを教えることが大事なのである。現代日本の経済、サルトルの実存思想、近代ヨーロッパでの資本主義の成立、シェイクスピアの戯曲に見られる人間観、といった具合に勉学する専門分野は異なっても、それらの勉学を通して学生たちは、問題発見の方法、文献・資料の扱い方、議論の仕方といったことを学んでいくべきであり、大学の4年間の教育を通してこれらを身につけることができたとき、学生たちは、職業人、社会人、市民としての基礎的教養を身につけたと言えるのである。

このような考え方に立つと、大学における専門教育と教養教育は対立する別個のものではなく、限りなく近づいて融合し、一つのものになるのである。

### (3) 今後の課題

このような専門教育を通しての教養教育という考え方は理系の学生たちの教育には当てはまらないのではないかと、という意見が出される可能性がある。確かに、文系の様々な学問分野での教育と比べると、理系の分野では、基礎的な科目の教育から始めて次第に専門性を高めていき、最終的には学生たちに特定の分野の専門的知識と技術を習得させることを目標としていると言えるかもしれない。しかし、文系の諸分野と同様に、理系の分野においても、本当に専門教育を行ない、特定の分野での高度な専門性を身につけた人材を養成しているのは大学院においてであり、学部レベルでは、理系の科目の教育を通して学生たちに広い意味での理系の教養を身につけさせることを目指すべきであろう。

また、専門教育を通しての教養教育という考え方に対しては、学生を卒業させる際の、いわゆる出口管理という観点から、学生たちが4年間の教育によって本当に教養を身につけたかをどのように判断すべきなのか、という問題提起がなされるかもしれない。特定の分野での専門性を身につけているかは専門的知識を問う試験などによって比較的容易に判断することができるが、やや漠然とした概念である、教養といったものを身につけているかは判断しにくいのではないかと、いうのである。

このような疑問に対しては、いわゆる卒業論文・卒業研究を必修とすることが一つの答えとなると思われる。もし専門教育を通じての教養教育というものが、何が問題であるのかを発見し、その問題を解決するために様々な意見や見解を文献や資料を通じて収集し、それらに基づいて自らの意見を組み立てていくことを教育するものであるのなら、そのような教育の総仕上げとして最終学年の学生たちの卒業論文・卒業研究を必修科目として課すことは大いに意味のあるものとなるだろう。学生の一人ひとりが、必修科目である卒業論文・卒業研究において、それぞれの専門分野で議論すべきテーマを見つけ、そのテーマを論じるために多くの文献や資料を渉猟し、それらを十分に咀嚼しながら自らの意見を構築することができるかどうかは、4年間の教育によって意味のある教養を身につけることができたかどうかの目安となるはずである。

かつての大学では、卒業論文・卒業研究は卒業のために必ず通過しなければならない関門であったが、現在、多くの学部や学科においては卒業論文・卒業研究を必修科目としていない。必修としていない理由としては、学生数が増加し、教員の人数には限りがあるため、とてもすべての学生の卒業論文・卒業研究の指導をすることができないから、ということがあるだろう。また、大衆化した大学においては、すべての学生に卒業論文・卒業研究を十分にこなすだけの力量があるわけではないから、ということもあるかもしれない。しかし、真に上述したような教養教育を目指すのであれば、その総仕上げとして最終学年の学生たちに卒業論文・卒業研究を必修科目として課し、教員はそれに取り組む一人ひとりの学生の指導にあたるべきである。卒業論文・卒業研究は、どんなに教員の負担が大きくなろうとも、大学における教育の重要な部分として放棄すべきものではないのである。文系の学部や学科では、多くの学生が卒業に必要な単位のほとんどを3年間で取得し、最終学年はただ在籍しているだけという状況があるが、そのような歪んだ状況を打破するためにも卒業論文・卒業研究を必修とすることには大いに意味があると思われるのである。

## 4. 変容する社会・学生と大学の対応

### －多様化への対応（学生生活を中心に）

#### (1) 大学と学生

大学も社会的存在である以上、社会の変化に無関係ではあり得ない。大学はかつて象牙の塔と呼ばれ、またある時代はレジャーランドと呼ばれた。そしていまでは、「大学生」は飛び級、早期卒業、社会人入学、パートタイム学生を含め多様な形態をもち、20歳前後の若者だけというわけではなくなってきた。「大学」という教育研究組織についても国立大学の独立法人化、株式会社の大学設置等に伴い「大学」が揺れ、動き、変化している。大学が、その時代の社会の学歴に対する評価、経済的ゆとりに合わせて「象牙の塔」であるとか「レジャーランド」であると論じられたとき、大学人は、それらの評価に反論を試みたり反省をすることはあっても、自らのあるべき姿の提示に組織的に心砕くことはなかった。理想と現実のギャップはあったとしても「大学」は大学であり、「大学生」は大学生であったのである。

ところが、大学が絶えず学生及び社会の要請に対応し、変容することによってその存在を示していくことが求められるようになった。そのことによって「大学」及び「大学生」の概念が大幅に多様化したのである。文部科学省の大学設置基準の大綱化という自由化により、大学が具体的な社会の多様化に対応して自助努力・創意工夫を行うことによって多様化が進んだことも大きい。また組織的に大学が外部評価を受けることによって、絶えず変革への努力を払うことになったこと、少子化の中での大学にとって学生確保が至上命題になったことも見逃せない。多様化の現状の一部はすで本レポート「1. 伝統的教育制度と非伝統的教育制度における大学の現状とギャップ」で触れられているが、「平成16年度教育研究委員会教育研究分科会アンケート」の結果にみることができる。

少子化に伴う学生確保の視点から、社会的ニーズをキャッチしあるいは先取りしてそれらに答えていく、大学は顧客である学生の声を聞き、対応の努力を重ね従来の「大学」では考えられなかった種々の方策をもって多様化していく。この状況は、学生の要求が取り入れられ、学生が主体的に学ぶ場が作られているという意味で望ましいことである。かつては、学生達は自治会あるいは学生運動を通じて学生会館・学生食堂の充実、カリキュラム編成への関与等、大学に要求を出し、要求は「勝ち取る」ものであった。この節ではまず、本連盟学生委員会が実施した第10回並びに第11回『学生生活実態調査』<sup>1</sup>（以下、『第10回調査』、『第11回調査』と言う）の結果から、学生の意識・要望を見ながらそれに対する大学の変容の一部を紹介する。

次に、現在の若者たちの意識、若者が置かれている状況を、日本青少年研究所のいくつものアンケートによる日本・アメリカ・中国の3カ国比較にみたうえで、これらの若者を大学がどう育てていくのか、そのための大学という高等教育機関はどう変容すべきなのか、を考えたい。そのために一貫教育の視点が重要な役割を果たすと思われる。そしてまず接続に関する高大での検討が必要となってくるであろう。

<sup>1</sup>第10回学生生活実態調査（1998年度実施）、第11回学生生活実態調査（2002年度実施）。

## (2) 変化する学生の意識と大学の対応

### ① 学生の興味・関心事の第1位が「資格取得」であることへの対応

#### 資格取得への大学の関与の増加

第10回調査並びに第11回調査によると、興味・関心事の上位は表1のようである。第11回調査に基づく『私立大学学生生活白書2003』（以下、『2003年白書』と言う）によると、学生生活に対する興味や意識が「友人関係や社会勉強」から「学業・資格取得」へと大きくシフトしてきている。これを受けて、各大学の資格取得に対する整備はいろいろな形で進められている。『2003年白書』も第10回調査との比較で学内の正課外講座の受講生が増加し、学外の講座や各種学校は減少しているとある。各大学では、主に正課外活動の位置づけで学生の要望に応じている。つまり、受講費用を徴収したうえで、学内の講座が質的に充実し、各種資格試験や就職対策の受講生が増えている。

表1 興味・関心事

	第11回調査	第10回調査
資格の取得	22.2%	21.5%
クラブ・サークル活動	22.0%	21.2%
大学の勉強	18.1%	16.6%
友人との交際	15.2%	22.6%

参考資料：『私立大学学生生活白書2003』日本私立大学連盟 p.14（複数回答）

さらにダブルディグリーの具体化が一部大学で始まった。資格取得志向に含めるには規模が違うが、究極の資格取得と言えるだろう。多くの場合、国外の大学との提携によるダブルディグリーである。

医師、教師のように免許状がないと活動できない資格は別として、資格を持っていることが就職の条件であったり就職に有利であったりするものについては、社会がそれをどう評価し活用するかにかかわっている。学歴がある時期ほど採用人事における尺度として機能しなくなるにつれ、「資格」が浮上し企業以上に学生が敏感に反応しているように思われる。これも大学生の質保証と同様、社会の評価に耐えるものでなければならないが、管轄が経済産業省であったり厚生労働省であったり日本経団連であったり学会であったり様々であるだけに、大学の理念にかかわって大学の姿勢が問われるのではないだろうか。

### ② 学生の不安の第1位が「就職や将来の進路」であることへの対応

#### 就職や将来の進路指導を大学が積極的に行い、単位化もされていること

当然1年生では就職や進路についての不安や悩みはそう多くないが、3年生(51.6%)、4年生(46.9%)になると多くなる。それに応え、就職支援を就職課だけでなく教授会内に設けられるキャリア委員会が組織的にかかわっているところが多い。またインターンシップ導入に対して「すでに参加した」、「ぜひ参加したい」、「興味が

ある」は46.4%にのぼる。インターンシップについては就職活動の前哨戦とのとらえ方もあるが、キャリア教育の視点が学生の自立やアイデンティティの確立を促すものの位置づけから一部大学では単位化も行われている。

表2 不安・悩みの内容

	第11回調査
就職や将来の不安	36.7%
授業など学業	9.3%
友人等との対人関係	8.0%

参考資料：『私立大学学生生活白書2003』日本私立大学連盟 p.26

### ③教育内容・方法への期待の第1位が「多様な科目選択のできるカリキュラム」であることへの対応

大学間の単位互換、副専攻制、学科間の壁を低くすること

多くの大学では大学間の単位互換が行われている。さらに協定校との国内留学、国外留学が整備され、単位の互換も積極的に行われている。大学内でのカリキュラムの多様化のみならず、カリキュラムの大綱化以降、大学以外の教育施設での学修に対しても単位認定を行い、科目選択幅と同時に科目履修方法の自由度も増してきている。

表3 教育内容・方法への期待

	第11回調査	第10回調査
多様な科目選択のできるカリキュラム	39.4%	33.8%
一貫した専門教育が受けられるカリキュラム	22.3%	20.6%
教養科目の充実	22.0%	14.8%
授業時間または必要単位数を少なく	18.2%	25.2%

参考資料：『私立大学学生生活白書2003』日本私立大学連盟 p.19（複数回答）

### ④講義への要望の第1位が「板書やプレゼンテーションの工夫」であることへの対応

レジュメの配付や視聴覚教材の活用が奨励され、多く行われるようになった

教員のFD活動の啓蒙は、いまなおその必要性が指摘されるが、現在ではほとんどの大学で学生による授業評価が行われている。それに伴い「学生にわかりやすく」、「学生に興味をもたすような」工夫が要求されるようになった。施設・設備としてのプロジェクター、OHP、DVDなど視聴覚機材の充実とともに、一教員としてそれら視聴覚機材を活用することが求められている。またレジュメの配付、Web上での質問・応答など多様な工夫が行われ始めている。従来の板書による対面授業との比較において教育効果があがるものかどうかは当然授業科目によっても異なるであろうが、まだ具体的な検証は行われていない。紙と文字の文化が映像に取って代わられることはないだろうが、きっかけとしての利便性と深めることとの関係において教育効果の検証が必要であろう。

表4 講義への要望

	第11回調査	第10回調査
板書やプレゼンテーションの工夫	43.8%	42.2%
社会問題、身近な事例を扱う授業	35.4%	40.6%
単位認定を緩やかにする	25.5%	30.2%
シラバスの内容と合致する授業	10.4%	-
休講をなくす	2.8%	-

参考資料：『私立大学学生生活白書2003』日本私立大学連盟 p.18（複数回答）

### (3)大学からの発信—大学の社会的役割

大学は、教育と研究の場であり続け、若者を育て教育と研究の再生産が今後も行われていくだろう。しかし教育と研究の密接な関係は希薄になり、研究は大学から大学院へスライドしていく。大学が教育責任を果たすための問題点・方策は大学生の質の保証として『日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕：16の提言』（以下、『16の提言』と言う）に詳しい。本連盟として取り組めることから取り組んでいくという機運が待たれる。

また、同時に社会に対しての保証というだけでなく、いま若者が直面している社会状況を理解したうえで若者を育てる、人を育てる、といった原点に立ち返るもう一つの視座が必要とされていると思われる。

次の表は日本青少年研究所による『高校生の未来意識に関する調査—日米中比較（2002年5月）』及び『21世紀を迎える若者の夢と生活意識—日米中韓比較（1999年）』からの一部抜粋である。学力低下問題と同様、マスコミで取り上げられ話題になったものである。

#### ◎自分自身の考え方、感じ方

表5 私は他の人々に劣らず価値のある人間である

	日本	アメリカ	中国
そう思う	37.6%	89.3%	96.4%
そう思わない	61.8%	5.0%	3.0%

参考資料：『高校生の未来意識に関する調査—日米中比較』日本青少年研究所

表6 全体としてみれば自分に満足している

	日本	アメリカ	中国
そう思う	38.7%	84.9%	65.2%
そう思わない	60.8%	13.9%	33.9%

参考資料：『高校生の未来意識に関する調査—日米中比較』日本青少年研究所

◎現在持っている大切な夢（希望）上位3位

日本

1. 思い切り遊んだり好きなことをすること : 48.6%
2. 自分の趣味や特徴をいかすこと : 47.8%
3. 友人関係がうまくいくこと : 46.5%

アメリカ

1. 希望の大学へ入学すること : 64.6%
2. 自分の趣味や特徴をいかすこと : 57.0%
3. 成績があがること : 54.2%

中国

1. 希望の大学へ入学すること : 79.9%
2. 成績があがること : 39.6%
3. 友人関係がうまくいくこと : 39.4%

参考資料：『高校生の未来意識に関する調査—日米中比較』日本青少年研究所

◎21世紀の社会について

表7

	日本	アメリカ	中国	韓国
人類にとって21世紀は希望のある社会になる	35.3%	63.5%	89.0%	63.2%
国民生活は今より豊かになる	29.0%	77.9%	84.8%	64.5%
今より世界は平和になる	36.5%	35.2%	70.3%	43.2%
人間と人間はもっと信頼しあった関係になる	19.7%	38.6%	39.3%	19.6%
今より秩序ある社会になる	20.2%	31.7%	72.1%	42.0%

※「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計

参考資料：『21世紀を迎える若者の夢と生活意識—日米中韓比較』日本青少年研究所

これらは日本の若者の状況の一側面ではあるが「自己を評価している、自分に満足している」生徒が、アメリカ、中国に比べ際立って少ない。将来に対しても他の国々の若者よりも悲観的であり、夢や希望を描ききれていない。自己を価値あるものと評価する意識の低さは、人権意識の低下と社会・世界への無関心を引き起こす。自己の尊厳を認められない者は他者への思いやり、理解を持たず民主主義にのっとなって世界的視野で考えることは難しい。

また、日進月歩の科学・技術に挑戦し独創性を発揮することも難しい。このことは高等教育を担う大学にとって基本的な大問題である。このような状況の中で大学がその使命を果たすには、いま多くの大学で行われている社会のニーズに応える形での変革とはまた別の視点での変容が必要とされているのではないだろうか。その一つは本レポート「3. 教養教育」で述べられているように教養教育の再構築であろう。かつて大学教育の本道的存在であった「教養教育」、「全人教育」の復権に対する総合的・基本的見直しが必要である。同時に若者たちが群れ集うキャンパス空間の復権も望まれる。人として豊かに生きること、世界のすべての人に思いを寄せること、その原体

験の場として多感な青春の場としての大学、キャンパス、といった視点も忘れてはならないだろう。

◎本連盟第11回調査では「大学で身についたこと」について調査し、以下の結果を得ている。

表8 身についたと思う項目と割合

視野を広げ、ものごとを幅広く考える力	73.6%
パソコンやインターネットを使いこなす力	65.2%
趣味やスポーツ等によって生活を楽しむ力	65.0%
相手の状況や考え方を考慮して話したり対応する力	63.1%
専門的知識をもとに論理的に考える力	49.4%
自分の考えをまとめてわかりやすく表現する力	42.3%
計画を立て、目標に向かってリーダーシップをとる力	36.9%
外国語の本を読んだり、外国語で話をする力	23.1%

参考資料：『私立大学学生生活白書2003』日本私立大学連盟 pp.33-34（複数回答）

これらの自己評価は「所属学部に入學してよかった」、「学生生活が充実している」、「授業に満足」と感じている学生ほど評価が高く、学生生活あるいは人生に対する姿勢や考え方に依存していて客観的な力を測ったとは言い難い。しかしながら、実力を共通テスト等で測り、競争原理でより力をつけさせていくことも必要であるが、一方では自己を肯定的に評価し成長していく可能性を育てていくことも必要であろう。その両面の機能が、大学教育に必要とされている。

#### (4)一貫教育の視点の導入と接続の問題

日本ではアメリカ、中国に比べ自己を価値あるものと評価する高校生が極端に少ないという日本青少年研究所のアンケート結果と本連盟実態調査の結果に学生の現状をみると、いま「教育問題は人間教育の問題である」という側面を意識すべきであろう。「人間を育てる」という原点に立つとき、何より一貫教育という理念の再構築が必要となる。受験というストレスを避け、のびのび大学進学をめざす—いわゆるエスカレーターとしての附属校の役割は、一部大学を除いてなくなっている（あるいは減少している）。その意味で、いわゆる一貫教育の意味づけは変質したと考えるべきである—というより本質的な意味での一貫教育が問われていると言えよう。身体的成長にも精神的成長にも個人差が当然あるし、子ども達を取り巻く社会状況も変化するものであろうが、6・3・3・4という教育区分にわけて各発達段階をバラバラに受け持っているというのが現状の教育行政である。これには当然疑義が生じ、一貫教育・接続の問題が提起される所以である。

しかし、決定的解決への糸口を見つけ実行力を持たせることは容易ではない。受験の有無にかかわらず、子ども達には各発達段階における教育をのびのび享受し、自ら



育ちゆく力を伸ばして欲しい。そのためには各段階で身につけるべき基礎学力が内容・手法とともに問題になる。これらはスムーズな接続の保証によって実現可能となるのか、『16の提言』にあるような、社会的な枠組みとしての「大学入学資格」のようなものの設置が有効なのか、議論を深める必要がある。

人が人であるためのリテラシーの必要性、そして人と人を取り巻く環境が豊かであるための知識、人が人として独立し自由であるための思考、それを支える自由学芸—これらの教育は幼児からはじまり、各発達段階でレベルこそ違いますが理念としては共通のものであろう。児童・生徒・学生を受け継ぎ、受け継いでいく作業としての一貫教育は社会的課題である。その中で附属校を持つ大学と、その附属校の先駆的实践の場としての役割は大きい。

大学で学生、人を育てることを自明のこととしてあるいは暗黙のうちに契約している大学教員は、学生を知るために生徒を、生徒を知るために児童を、児童を知るために幼児を、その教育のありようを、彼らが置かれている状況とともに知る必要がある。実際に現場に立ち、経験することは多くの場合不可能であろうから、各現場の声を謙虚に聞き、胸襟をひらいて話し合う、意見交換することがまず望まれる。

また「スムーズな接続」の意味を入学に至る制度面からだけでなく、精神的成長、生活環境、教科の流れなど、様々な面から検討する必要がある。特に教科に限ってみると、小学生であったとき「算数」であったものが、中学校では「数学」になり、「英語」という教科が初めてはいった。中学校まで「社会科」であったものが、高校では「日本史」、「世界史」、「倫理」になり、中学校まで「理科」であったものが、高校では「物理」、「化学」、「生物」の教科書が手渡された。このとき多くの生徒達は、とまどいつつも未知への世界を感じ、ちょっと大人になったような誇らしさを抱いていたのではないだろうか。大学に入って「微分積分」、「線形代数」にふれるとき、高校時代の数学との違いにとまどうとはよく言われる。違いにとまどいを感じ、そのあと未知の世界への憧れとして肯定的にとらえられるのか。つまりきとして否定的なものになるのか。

「接続」のありようの検討も必要であろう。精神的成長に関しても、子どもから大人への過程は本来ギャップを乗り越えてこそその成長であり、社会的通過儀礼の仕組みも種々用意されていた。社会的通過儀礼が失われた中で、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ受け持つステージの高さ、各接続部分のギャップは検討されることなく「社会的に起こる事件」を通してはじめて意識される、というのが現状であろう。

学生、社会、多くのニーズに応え多様化する大学であるが一側面の対応に終始することなく、若者の成長全体をみつめ、21世紀を見据えた長いスパンにたった検討が望まれる。

## 5. Advanced Placement について

### はじめに

日本では、学習指導要領によってすべての高校生の学習内容が厳格に規定されている。しかも、高校生の学習状況が多様化したにもかかわらず、科目の設定が限られている。例えば、数学ならば、1年生で数学Iと数学Aが配当されているだけである。このような状況の下、旧文部省の学習内容軽量化政策のために、本来伸ばすべき優秀な生徒が学ぶ教科内容が非常に貧困なものとなっている。

私立大学、国立大学を問わず、受け入れる学生の達成度が多様化して、教育コストが増大する傾向にある。高校で高いレベルの科目を履修した学生に対しても画一的な教育を行えば、その学生の学習コストのオーバーヘッドが増大して、学習意欲をそぐことになってしまう。以上の理由から、高校と大学の間の接続をスムーズにするための一つの手段として、例えば、私立大学全体で高校における高いレベルのシラバスを提供して、認定試験を行うことが考えられる。これを行えば、高校生に対して高度な科目選択を目指すインセンティブを与えることにもなる。

このようなシステムは、すでにアメリカで40年以上にわたり実施されてきている。以下で、その概要を説明したい。

### Advanced Placementについて

アメリカでは、大学協会(College Board)が優秀な生徒のために、AP(Advanced Placement)コースと呼ばれるカリキュラムを詳細なシラバスとともに公開して、5月に修了試験を行っている。このAPが設定されている科目は以下の19分野34科目にも及ぶ。

芸術史 (Art History)、比較政治学 (Comparative Government & Politics)、  
生物学 (Biology)、アメリカの政治 (U.S. Government and Politics)、  
微分積分AB (Calculus AB)、微分積分BC (Calculus BC)、  
人文地理学 (Human Geography)、化学 (Chemistry)、  
ラテン語文学 (Latin Literature)、ラテン語ーヴェルギリウス (Latin: Vergil)、  
計算機科学A、計算機科学B、音楽理論 (Music Theory)、  
マクロ経済学 (Macroeconomics)、ミクロ経済学 (Microeconomics)、  
物理B (Physics B)、物理C (Physics C)、心理学 (Psychology)、  
英語 (English Language)、英文学 (English Literature)、  
スペイン語 (Spanish Language)、スペイン語文学 (Spanish Literature)、  
環境科学 (Environmental Science)、ヨーロッパ史 (European History)、  
統計学 (Statistics)、フランス語 (French Language)、  
フランス文学 (French Literature)、スタジオ芸術 (Studio Art)、  
アメリカ史 (U.S. History)、ドイツ語 (German Language)

APコースの目的として、高校生に対して以下の三つの点をあげている。

①大学進学準備のために差をつける
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学レベルの学業を一步先に始める。</li> <li>・ 書く能力と問題を解く技術を高める。</li> <li>・ 厳格なコース・ワークに取り組むための学習習慣をつける。</li> </ul>
②大学入学手続きで優位に立とう
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成熟していて大学進学の準備が整っていることを証明する。</li> <li>・ 自己を限界にまで進める意欲を示す。</li> <li>・ 学業上優秀であることを強調する。</li> </ul>
③自分の知的な世界を広める
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な見地から世界を、特に自分の視点から見ることは重要である。</li> <li>・ 科目を最も深くかつ詳細に学ぶ。</li> <li>・ 自分を筋道立てて考え、分析して、理解することの責任を身につける。</li> </ul>

APコースの修了試験は、毎年5月の前半に行われる。その5段階の成績によっては、大学入学後に単位の認定を受けたり、先行履修科目(prerequisites)の免除を受けたりできる仕組みがある(ただし、基準は大学により異なる)。例えば、Rochester大学(New York州)での扱いをいくつかの科目について紹介すると以下のようになっている。

化学	4または5	化学131番に対して4単位与える。化学171Q(有機化学)の履修者として選ばれる。春学期に化学132番を履修できる。
ミクロ経済学	4または5	両方の科目が4または5の場合に、経済学108の単位を与える。
マクロ経済学	4または5	

このAPコースであるが、2004年度には合計110万人の生徒が、のべ189万科目のAP試験を受験していた。この内訳であるが、12年生が50万人、11年生が41万人、10年生が10万人となっている。

アメリカにおいては主に州政府が初等教育の権限を持っており、各州は高校生に対して厳格な科目選択をさせるように努力しているが、そのベンチマークとしてAPコースを履修している人数、割合をあげることが多い。そのために、州政府はAP試験の受験料の半額補助、合格した場合の受験料の返還などを行っている。教員に対しても、APコースを教えるための夏休みの研修会への出席を援助するなど、APコースを支援している(「アメリカの教育改革」(西村和雄・戸瀬信之、京都大学出版会「数学により広がる将来のチャンス」268ページ参照)。

教育研究委員会 委員名簿

担当理事 鈴木 典比古

(国際基督教大学学長)

委員長	松本亮三	東海	附属図書館長・文学部教授
副委員長	浅野考平	関西学院	副学長・理工学部教授
委員	大鉢忠	同志社	工学部教授
	堀江拓充	法政	常務理事・文学部教授
	山本浩	上智	学事センター長・文学部教授
	西村太良	慶應義塾	文学部長
	原田園子	神戸女学院	学長
	天野史郎	明治学院	国際学部教授
	米田博	大阪医科	教育センター副センター長・教授
	加藤直人	日本	学務部長・文理学部教授
	松尾友矩	東洋	学長
	海老澤 衷	早稲田	文学学術院教授・教務部副部長

(平成18年3月現在)

教育研究分科会委員名簿

主 査 委 員	浅野考平	関西学院	副学長・理工学部教授
	山本浩	上智	学事センター長・文学部教授
	戸瀬信之	慶應義塾	経済学部教授
	加藤直人	日本	学務部長・文理学部教授
	久保淑子	日本女子	理学部教授
	中下俊夫	東海	電子情報学部長

(平成18年3月現在)

# 社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(124大学 平成18年3月現在)

愛知大学	順天堂大学	宮城学院女子大学	専修大学
亜細亜大学	関西大学	桃山学院大学	芝浦工業大学
青山学院大学	関西医科大学	武蔵大学	白百合女子大学
跡見学園女子大学	関西学院大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
梅花女子大学	関東学園大学	長崎外国語大学	創価大学
文教大学	関東学院大学	名古屋学院大学	大正大学
中京大学	活水女子大学	南山大学	拓殖大学
中央大学	慶應義塾大学	日本大学	天理大学
獨協大学	恵泉女学園大学	日本女子大学	東邦大学
獨協医科大学	敬和学園大学	新潟産業大学	東北学院大学
同志社大学	神戸女学院大学	ノートルダム清心女子大学	東北公益文科大学
同志社女子大学	神戸海星女子学院大学	大阪学院大学	東海大学
英知大学	國學院大学	大阪医科大学	常磐大学
フェリス女学院大学	国際大学	大谷大学	東京医科大学
福岡大学	国際武道大学	立教大学	東京医療保健大学
福岡女学院大学	国際基督教大学	立正大学	東京慈恵会医科大学
学習院大学	駒澤大学	立命館大学	東京情報大学
学習院女子大学	皇學館大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子大学
八戸大学	甲南大学	龍谷大学	東京女子医科大学
白鷗大学	高野山大学	流通科学大学	東京経済大学
姫路獨協大学	久留米大学	流通経済大学	東京農業大学
広島女学院大学	共立女子大学	西武文理大学	東京歯科大学
広島修道大学	京都産業大学	聖学院大学	苫小牧駒澤大学
北海道東海大学	京都精華大学	成城大学	東洋大学
法政大学	京都橘大学	聖カトリック大学	東洋英和女学院大学
兵庫医科大学	九州東海大学	成蹊大学	東洋学園大学
石巻専修大学	松山大学	西南学院大学	豊田工業大学
実践女子大学	松山東雲女子大学	清泉女子大学	津田塾大学
上智大学	明治大学	聖心女子大学	早稲田大学
城西大学	明治学院大学	聖和大学	山梨英和大学
城西国際大学	三重中京大学	仙台白百合女子大学	四日市大学

(大学名ABC順)

平成17年度教育研究分科会レポート

**多様化する大学教育—高大対話の場の創設に向けて—**

---

平成 18 年 3 月 31 日 発行

**編集者** 教育研究委員会

担当理事 鈴木 典比古

委員長 松本 亮三

教育研究分科会

主 査 浅野 考平

**発行所** 社団法人日本私立大学連盟

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 7 階

電 話 03-3262-3603 F A X 03-3262-3604

**印刷所** 株式会社 双葉レイアウト

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-2-12 三貴ビル

電 話 03-3586-9422 F A X 03-3584-3798

---

©無断転載はご遠慮ください。